解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十一月三十日開催の理事会、評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十二日

横浜市旭区中尾二丁目一番一四号
財団法人神奈川県ガールスカウト維持財団
代表清算人　尾高　暉重

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間満了により、平成二十三年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十二日

大阪府寝屋川市八坂町二八番五号
財団法人大阪児童福祉協会
代表清算人　羽原　義人

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為第二十五条第一項の存続期間の満了により平成二十三年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十二日

奈良県磯城郡田原本町宮古四〇四番地の七
財団法人奈良県対ガン協会
代表清算人　大石　元

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十一月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十二日

長崎県佐世保市花高二丁目一二番一九号
特定非営利活動法人高齢者生活研究社
代表清算人　白濵　仁啓

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十三年十二月十二日宮崎県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十二日

宮崎県都城市高崎町大牟田一一五〇番地一
たちばな土地改良区
代表清算人　平原　義夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十二日

沖縄県石垣市字伊原間二番地の七二四
特定非営利活動法人コーラルアクション
清算人　請盛　宏明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年九月二十九日開催の社員総会の決議により平成二十三年十二月九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十二日

茨城県水戸市宮町一丁目一番八三号ＤＣＭ水戸ビル（ドコモ茨城支店内）
社団法人茨城県情報格差是正事業協会
清算人　広沢　潤一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年七月九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十二日

岐阜市長良福光二六五八番地
特定非営利活動法人ぎふママネット
清算人　上野　桂子
清算人　瀬上　涼
清算人　岡庭　聡子
清算人　和田　英士

解散公告（第三回）

当法人は平成二十三年十一月二十五日に静岡県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十二日

静岡県沼津市御幸町一六番一号
清算法人沼津西部土地改良区
清算人代表　庄司　睦

解散公告（第三回）

当土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十七条第一項第一号の規定により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十四年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十二日

香川県観音寺市坂本町一丁目一番一号
観音寺市圃場整備土地改良区
代表清算人　景山　晃男

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成十三年三月八日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十二日

沖縄県名護市字仲尾次七四八番地
清算法人古我知南部土地改良区
代表清算人　松川　俊一

配当公告

香川県さぬき市小田二〇六九番地
破産者　株式会社モリシタ

右の者に対する高松地方裁判所平成二十三年（フ）第一三〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一二一、七〇九、七八二円

一、配当することのできる金額
金一九、〇九五、二二一円

平成二十四年一月十二日

香川県高松市番町二丁目一番二四号　白石ビル一階
高橋総合法律事務所
破産管財人　高橋　顕児

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区太平二条四丁目二二番地七二、最後の住所札幌市北区太平二条四丁目五番一三号　被相続人　亡　辰口　久雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十二日

事務所札幌市北区北六条西六丁目二番地二四　第二山崎ビル五階
相続財産管理人　佐々木琢至

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県鉾田市造谷一四六五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　菅谷　宗一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十二日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二七号
相続財産管理人　弁護士　安　徹

第15期決算公告

平成24年1月12日
栃木県小山市八幡町一丁目6番6号
テレビ小山放送株式会社
代表取締役　増子　健一

貸借対照表の要旨

（平成23年9月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	131,613
	固定資産	1,221,811
	合計	1,353,424
負債及び純資産の部	流動負債	854,572
	固定負債	306,381
	株主資本	192,471
	資本金	300,000
	利益剰余金	△107,529
	その他利益剰余金	△107,529
	（うち当期純利益）	（94,845）
	合計	1,353,424